

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		閲覧の禁止等
根拠条例・規則名		さいたま市開発登録簿閲覧規則
条 項		第 8 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1428)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>処分基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者 ・登録簿を汚損若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者 ・他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者 <p>閲覧時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで <p>休日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		